

新たな営業届出の対象となります！

食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から新たな「営業許可制度」及び「営業届出制度」が始まります。これは許可の切り替え等に関する大切なお知らせです。

このパンフレットは、熊本市内で以下の営業許可を持つ事業者の方を対象に作成しています。

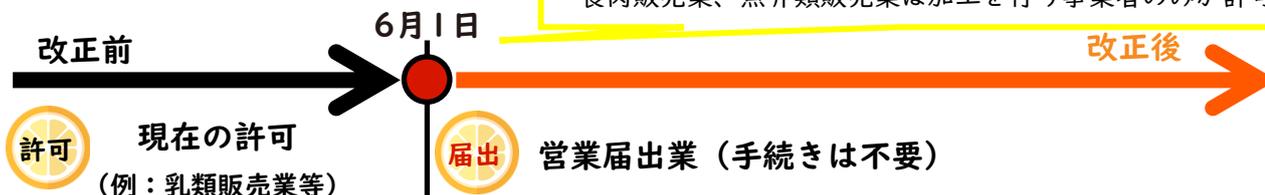
- ・魚介類販売業（包装魚介類の販売に限る）
- ・食肉販売業（包装食肉の販売に限る）
- ・魚介類販売業（包装冷凍魚介類の販売に限る）
- ・氷雪販売業
- ・乳類販売業

！ 上記営業許可は、食品衛生法改正により届出に変わります。

【今後の流れ】

R3(2021)年

- ・乳類販売業、氷雪販売業の許可は廃止
- ・食肉販売業、魚介類販売業は加工を行う事業者のみが許可の対象へ



Q1. 今の許可はどうなるの？

A. 営業許可証の期限にかかわらず、令和3年5月31日で許可満了となります。



Q2. 法改正後はどうなるの？

A. 法改正後は営業届出の事業者として営業ができます。



Q3. どんな手続きをすればいいの？

A. 令和3年5月31日時点で許可のある施設は、手続き不要です。

(令和3年6月1日付けて届出したものとみなします)

※すでに上記許可の営業を廃業している場合は【**廃業の手続き**】が必要です。
「**廃止届**」を令和3年5月31日までに保健所に提出してください
※廃止届提出の際は、現在の営業許可証を添付してください。

・届出は、営業許可とは異なり有効期限がありません。

(営業の継続手続きが不要となります。)

ただし、届出の情報を **変更したとき** や **廃業したとき** は手続きが必要です。

熊本市保健所食品保健課 熊本市中央区大江5丁目1-1ウエルパルクまもと4階

TEL:096-364-3188 mail:shokuhinhoken@city.kumamoto.lg.jp

現行の許可では、以下の条件を満たす許可証の方が対象です。

【魚介類販売業(包装品)、食肉販売業(包装品)】

指令(食保)第0000号

営業許可証

住所 熊本市中央区〇〇
氏名 熊本 太郎

令和3年5月24日付け申請の営業は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の規定により、下記のとおり許可します。

令和3年5月31日
熊本市保健所長
熊本 太郎
記

1 営業所所在地 熊本市東区〇〇
2 名称・屋号 熊本商店
3 営業の種類 食肉販売業
4 許可条件
(1)有効期間は(年月日) 令和3年5月31日から令和9年5月31日まで
(2)その他 包装食肉の販売に限る

(表示)



- ① 食品衛生法の許可
- ② 魚介類販売業又は食肉販売業
- ③ 有効期限が 平成33年(令和3年)5月31日以降のもの
- ④ 許可条件の記載がある
 - ・ 包装魚介類の販売に限る
 - ・ 包装冷凍魚介類の販売に限る
 - ・ 包装食肉の販売に限る

【乳類販売業・氷雪販売業】

指令(食保)第0000号

営業許可証

住所 熊本市中央区〇〇
氏名 熊本 太郎

令和3年5月24日付け申請の営業は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の規定により、下記のとおり許可します。

令和3年5月31日
熊本市保健所長
熊本 太郎
記

1 営業所所在地 熊本市東区〇〇
2 名称・屋号 熊本商店
3 営業の種類 乳類販売業
4 許可条件
(1)有効期間は(年月日) 令和3年5月31日から令和9年5月31日まで
(2)その他

(表示)

- ① 食品衛生法の許可
- ② 乳類販売業又は氷雪販売業
- ③ 有効期限が 平成33年(令和3年)5月31日以降のもの

